

【研究論文】

特別支援教育が必要な在日ブラジル人・ペルー人の アセスメントに関する研究

—グッドイナフ人物画知能検査 (DAM) を用いて—

白垣 潤*

要 旨

本研究は、在日ブラジル人・ペルー人を対象にグッドイナフ人物画知能検査 (DAM) を実施し、在日ブラジル人・ペルー人児童の持つ問題が、知能発達の問題なのかについて実態を明らかにした。その結果、DAM で導出された発達月齢 (精神年齢) と生活月齢の間には 62.5% の事例で 1 歳以上の遅れが認められ、動作性知能の低さが明らかとなった。外国人児童の問題の 1 つに、知的な問題も含む発達の問題があることが明らかとなった。今後、日本で増加が見込まれている外国人児童に対する、また日本人児童も含めたインクルーシブ教育の具現化のためには、現在始まっている「特別の教育課程」での日本語指導に加えて、子どもの発達も見据えた手厚い対応が必要であろう。

キーワード：特別支援教育、在日ブラジル人・ペルー人、アセスメント、グッドイナフ人物画知能検査 (DAM)、日本語・日本文化

1. はじめに

1990 年の改正入管法施行に伴い、在日ブラジル人・ペルー人が増加し、2023 年 6 月時点でブラジル人は約 21 万 1 千人、ペルー人は 4 万 9 千人在留している。外国人のほとんどは自動車関連産業に従事する工場労働者である (土屋、2005) ¹⁾。彼らの生活の大きな柱が、子どもの教育問題である (小内、2009) ²⁾。在日ブラジル人の教育を扱った研究は、1990 年代半ばより数多くの研究が積み重ねられてきたが、「外国人児童の受け入れ体制」や「その受け入れから浮かび上がった学校文化の特質」、「外国人児童の適応プロセス」などに整理される (小内、2003) ³⁾。筆者は教育・保育現場からの要請によって発達障害児あるいは発達障害が疑われる教育現場で軽微な問題を呈する児童のアセスメントを行なっているが、愛知県三河地方の特性として教員が対応に苦慮しているケースが在日ブラジル人、ペルー人であることも少なくない (2021 年 12 月の時点で在日ブラジル人 21 万 1 千人のうち愛知県在住が 6 万人、在日ペルー人 4 万 9 千人のうち愛知県在住が 7 千 7 百人)。愛知県三河地方は以前から日系ブラジル人を

中心に外国人が多く在籍している地域である。小内 (2009) ²⁾ は、家族をとまなうデカセギでは、乳幼児を連れ来日する場合だけでなく、日本で結婚し子どもが生まれるケースも珍しくなく、乳幼児をもつ家族も多いと指摘している。1990 年の改正入管法に伴い在日ブラジル人・ペルー人が増え、愛知県三河地方の特性として教員が対応に苦慮しているケースも少なくない (白垣・梅下、2021) ⁴⁾。その中でブラジル人に焦点を当ててみると、在日ブラジル人の教育・保育を扱った研究は、1990 年代半ば頃よりまとまり始め、以降、今日に到るまで数多くの研究が積み重ねられてきた。そこで行われてきた研究は、ブラジル人を含めた「外国人児童・生徒の受け入れ体制」や「その受け入れから浮かび上がった学校文化の特質」、また「外国人児童・生徒の適応プロセス」などを扱ってきたと整理できる (小内 2003) ³⁾。

在日ブラジル人・ペルー人の成人に至らない年齢の子どもは多く、学費が安価なことと日本社会で生活していくこと、換言すると日本でブラジル・ペルーよりも高額な報酬で働いて稼ぐ

*岡崎女子大学

ために多くの在日ブラジル人・ペルー人の保護者は日本の小学校に就学させたいという希望がある(小内、2009)²⁾。また、外国人の子どもの教育問題を解決するためには、就学前のサポートも重要で、国を挙げての対応が指摘されている(白垣・梅下、2021)⁴⁾。

筆者は特別支援教育専門家として、教育・保育現場からの要請によって発達障害児あるいは発達障害が疑われる幼児のアセスメントを行っている(年間のべ24~100校・園程度、各校・園で1~10人程度)(白垣・梅下、2010)⁵⁾。愛知県三河地方の特性として、対応に苦慮している発達障害あるいは発達障害が疑われる気になる児の中で、約1割弱ほどが在日ブラジル人・ペルー人の子どもたちであり、教育・保育現場ではどのように対応したら良いか、苦慮しているが、その手立ては確立されていない。保護者や現場の教員・保育者からの要請があり、保護者の同意が得られれば、津守式乳幼児精神発達診断法などの発達検査やWISC-V(かつてはWISC-IV)などの知能検査も行っているが、幼児期においては、言語をほとんど媒介としないグッドイナフ人物画知能検査(DAM)も有効なアセスメント方法である(梅下・白垣、2018)⁶⁾。もちろん、言語を媒介としない検査ということで、在日ブラジル人・ペルー人児童にも有用である。

今回、本研究においては、在日ブラジル人・ペルー人を対象にグッドイナフ人物画知能検査(DAM)を実施し、在日ブラジル人・ペルー人児童の持つ問題が、知能発達の問題なのかについて実態を明らかにすることを目的とする。

II. 対象と方法

1) 対象

調査対象は、総数40人(男児20人、女児20人)で、就学前児童31人(男児19人、女児12人)、小学生児童9人(男児1人、女児8人)であった。ブラジル人児童34人、ペルー人児童6人であった。就学前児童及び小学生児童それぞれの男女間の年齢に有意差は認められなかった(表1)。

表1 対象児

		人数(人)	平均月齢(ヶ月)	標準偏差(ヶ月)
総数		40	85.7	32.0
就学前児童	男	19	74.7	26.8
	女	12	77.9	32.3
小学生児童	男	1	110.0	0.0
	女	8	120.5	17.2

2) 方法

方法は、グッドイナフ人物画知能検査(DAM)(小林、1977⁷⁾;小林、1989⁸⁾)を用いた。施行方法は以下の通りである。

描画用紙と鉛筆を被験児の前に提示し、「人をひとり描いてください。頭から足の先まで全部ですよ。しっかりやってね。」と教示して描かせる、小林・小野の方法を採用した(小林、1989)⁸⁾。今回ブラジル人・ペルー人に実施するにあたっては通訳をお願いして、上述の教示のみを通訳してもらい実施した(ポルトガル語では「Desenhe uma pessoa. Desenhe tudo, dos pés á cabeça. Tente o máximo que puder.」、スペイン語では「Favor de hacer el dibujo de una persona. Dibújalo desde la cabeza hasta las puntas de los pies. Hazlo con mucho empeño y dedicación.」)。それ以外の通訳はしないようお願いして実施した。

調査期間は2016(平成28)年2月から2023(令和5)年10月であった。本研究は岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理審査による承認を得て施行した(平成28年度通知番号1・平成29年度通知番号23・平成30年度通知番号12・令和元年度通知番号10・令和2年度通知番号31・令和3~7年度通知番号67)。検査にあたっては、対象児の保護者に対して研究についての説明と同意を文書にて行い(ポルトガル語版:資料1、スペイン語版:資料2、参照のため日本語版資料3)、結果の処理の際は匿名化し個人情報保護に留意して行った。

3) 統計解析

統計解析に関しては、DAMで導出された発達月齢(精神年齢)について、平均・標準偏差を導出したのち、生活月齢との間の比較をt検定を用いて行った。また個人差を検討するため、

DAMで導出された発達月齢（精神年齢）が生活月齢よりも12ヶ月以上離れている児の度数を導出し、全体との割合を測定した。

III. 結果

1) DAMで導出された発達月齢（精神年齢）

DAMの結果を表2に示す。DAMで導出された発達月齢（精神年齢）の平均及び標準偏差は、62.9±26.3ヶ月であった。

表2 検査結果一覧

国籍	男女	生活月齢	発達月齢	検査実施年月日
1	ブラジル 女	101	50	平成28年2月
2	ブラジル 男	83	72	平成29年10月
3	ペルー 女	83	83	平成30年1月
4	ブラジル 女	96	58	令和元年8月
5	ブラジル 男	48	48	令和2年3月
6	ブラジル 男	72	46	令和2年3月
7	ブラジル 男	60	43	令和2年3月
8	ブラジル 男	72	72	令和2年3月
9	ブラジル 男	48	48	令和2年3月
10	ブラジル 男	72	58	令和2年3月
11	ブラジル 男	36	30	令和2年3月
12	ブラジル 男	48	46	令和2年3月
13	ブラジル 男	48	53	令和2年3月
14	ブラジル 女	48	43	令和2年3月
15	ブラジル 男	84	55	令和2年4月
16	ブラジル 男	96	60	令和2年4月
17	ブラジル 男	78	30	令和2年6月
18	ブラジル 女	101	70	令和2年6月
19	ブラジル 男	120	67	令和2年9月
20	ブラジル 女	131	108	令和2年9月
21	ブラジル 男	120	62	令和2年9月
22	ブラジル 女	138	82	令和2年9月
23	ブラジル 女	132	62	令和2年9月
24	ブラジル 女	131	96	令和2年11月
25	ブラジル 男	94	53	令和2年12月
26	ブラジル 男	111	58	令和2年12月
27	ブラジル 女	117	81	令和3年2月
28	ブラジル 女	121	74	令和3年2月
29	ペルー 男	35	21	令和3年9月
30	ブラジル 女	80	60	令和3年9月
31	ブラジル 女	76	60	令和3年9月
32	ペルー 女	39	21	令和3年11月
33	ペルー 女	43	36	令和3年12月
34	ブラジル 女	51	46	令和3年12月
35	ブラジル 男	94	62	令和4年1月
36	ペルー 女	114	115	令和4年1月
37	ブラジル 女	129	150	令和4年3月
38	ブラジル 女	47	42	令和4年11月
39	ペルー 女	121	111	令和4年12月
40	ブラジル 男	111	83	令和5年10月
平均		85.7	62.9	
標準偏差		32.0	26.3	

2) DAMで導出された発達月齢（精神年齢）と生活月齢の差

DAMで導出された発達月齢（精神年齢）と生活月齢の間の差を検討するために、t検定を行った結果、生活月齢の方が有意に高いという結果であった（1/79、t=6.819、p<0.01）。

また、男女間、就学前後間についても検討したが、いずれも有意差は認められなかった（表3）。

表3 DAM結果

	度数	平均生活月齢 (ヶ月)	標準偏差 (ヶ月)	平均発達月齢 (ヶ月)	標準偏差 (ヶ月)
全体	40	85.7	32.3	62.9	26.3
男	20	76.5	27.3	53.4	15.2
女	20	95.0	34.2	72.4	31.6
就学前児童	31	75.9	28.6	51.8	14.1
男	19	74.7	26.8	51.8	13.9
女	12	77.9	32.3	51.8	15.1
小学生児童	9	119.4	16.4	101.0	22.9
男	1	111.0	0.0	83.0	0.0
女	8	120.5	17.2	103.3	23.3

3) 生活月齢に比してDAMによる発達月齢（精神年齢）が12ヶ月以上低い度数・割合

個人差を検討するため、DAMで導出された発達月齢（精神年齢）が生活月齢よりも12ヶ月以上低い児の度数を導出し、全体との割合を測定した。その結果、25人が12ヶ月以上低く、うち男児が13人、女児が12人であった。全体の62.5%が12ヶ月以上低い結果であった。そのうち、18人（45.0%）が24ヶ月以上、12人（30%）が36ヶ月以上、7人（17.5%）が48ヶ月以上低い結果であった（表4）。

表4 生活年齢に比してDAMによる発達月齢（精神年齢）が12ヶ月以上低い度数

	度数	%
総数	40	100.0
12ヶ月以上低い	25	62.5
24ヶ月以上低い	18	45.0
36ヶ月以上低い	12	30.0
48ヶ月以上低い	7	17.5

IV. 考察

本研究の結果から、在日ブラジル人・ペルー人児童の持つ問題は、知能面も含めた発達の問題を抱えている事例が多いことが明らかとなった。もちろん、その他の日本語の言語・コミュニケーションの問題や日本とブラジル・ペルーの家庭教育の差も含めた文化の問題であることも否めない事実であろう。しかし、62.5%もの子どもが1歳以上の動作性知能の遅れがあるというのは特筆すべき事態である。今回実施したグッドイナフ人物画知能検査（DAM）は言語を媒介としない検査で動作性知能を測定する検査である（木船、1995）。⁹⁾ 動作性知能

の結果がこの結果であるので、日本語に困難があるケースが多い外国人児童の言語性知能は推してしるべしという状態であると推察される。さらに母国語や生活言語がポルトガル語やスペイン語という環境で生育している実態を鑑みると、外国人の子どもの教育問題について就学前のサポート（白垣・梅下、2021）⁴⁾にとどまらず、就学後の手厚いサポートも必要である。

「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」（平成 28（2016）年 6 月 28 日に文部科学省のホームページ掲載）には、外国人児童生徒等教育の指導体制の整備充実、教員・支援員等の要請・確保、指導内容の改善・充実、外国人の子ども等の就学・進学・就職の促進が提言されている（田尻、2017）¹⁰⁾。しかしながら、外国人に対する教育は実質行われておらず（小島、2016）¹¹⁾、特に在日ブラジル人・ペルー人の多く住む地域を中心に学力の低さも問題になっている（ななころびやおき、2005）¹²⁾。筆者は既述のとおり、年間のべ 24～100 校・園程度現場に出向いてアセスメントをしている。現場の教員あるいは保育士から、在日ブラジル人・ペルー人を含めた外国人児童の対応に困っているという相談を数多くお受けする。現場の教員あるいは保育士の困りは、当該事例が果たして外国語・外国文化の問題に由来するのか、そうではないのか、はたまたさらに別の問題があるのかが不明で対応に苦慮しているということである。今回の結果から、外国人児童の問題の 1 つに、知的な問題も含む発達の問題があることが明らかとなった。

今回、実施したグッドイナフ人物画知能検査（DAM）は、1926 年 Goodenough FL によって公表された検査であり、DAM は描画検査であるにもかかわらず全般的知能が推定できる検査として古くから用いられている（郷間ら、2013）¹³⁾。子どもを対象にしたアセスメント技法として、描画法は短時間で簡単に実施できることから、臨床現場でよく使用されており（明翫ら、2011）¹⁴⁾、現場での汎用性が高い。また、描画は心理検査や発達検査など様々な分野で活用されている。描画についての先行研究は多く、特に子どもの描画発達については一定の順序があり、子どもの成長によって多少の早さ

の違いがあるものの、ほぼ同じ発達の道筋を辿るとされている（今給黎ら、2006）¹⁵⁾。その他、言語や探索活動との関係や（今給黎ら、2006）¹⁵⁾、知的障害児や発達障害児は描画発達が遅れるということも指摘されており（今給黎ら、2007）¹⁶⁾、描画課題は言語指示を必要としないため、発達障害児の評価として有効に活用できる可能性があると考えられる（今給黎ら、2006）¹⁵⁾。今後増加が見込まれている外国人児童の評価にも有用であろう。

外国人児童の場合、その育ちの中で見てきている絵本やアニメなども日本人との相違があり、その影響も否定できない。今後、生活習慣（テレビやメディアの視聴時間など）や養育環境、幼稚園や保育園での特別な取り組みや活動の影響などとの関連など、継続的な調査が必要と考えられる（梅下・白垣、2018）⁶⁾。

その子どもに合った支援をするためには発達の概要を理解していることが必要である。しかし、短時間に発達状態を理解することは幼児期以後難しく、専門家による心理検査の結果を待たざるをえないことが少なくない（長尾ら、2016）¹⁷⁾。また、発達検査、知能検査などの心理検査ができる施設は少なく、配置されている心理士の人数も少ない現状では、臨床現場の需要に応じ切れない。またこれらの検査は時間がかかり、経済的にも負担となる（長尾ら、2016）¹⁷⁾。さらに、現状では、ほとんどの学校は専門機関によるフォーマルアセスメントの機会がない（中尾、2011）¹⁸⁾と指摘されているように、教育・保育現場においては、発達検査、知能検査などの心理検査は外部の医療機関、専門機関に依存せざるを得ない状況であり、それについても保護者が協力してくれて初めて実現するアセスメントである。DAM は幼稚園や保育園・こども園、学校で普段行う活動である描画によって子どもの発達がアセスメントできる検査法で、スクリーニングには簡便で安価で有用であると思われる（梅下・白垣、2018）⁶⁾。

国は、平成 26（2014）年 4 月 1 日に学校教育法施行規則の一部を改正して「特別の教育課程」を位置付け、日本語指導を必要とする児童の指導を行い始めた。すべての子どもたちの教育を保障し、日本語指導の充実を図る上で正規の教育課程としての位置づけは画期的な施策であ

ると言えよう（石井、2017）¹⁹⁾。また、平成29（2017）年3月31日に公示された令和2（2020）年4月施行の学習指導要領の総則に「日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。」という項目が加えられ、さらに、平成29（2017）年度から、これまで定数外の人員配置であった日本語教師を、外国人児童生徒18人に1人の割合で、教員定数内で配置するための予算を付けた（中川、2007）²⁰⁾。日本語を習得すれば日本の教育環境に適合できるという考えのものと施策である（白垣・梅下、2021）⁴⁾。実際に愛知県においても、中核市等において、日本語初期指導教室等の名称で、日本語が全くわからない児童・生徒を対象に、集中的に3ヶ月間、地域の学校には通わず、市の中心部にある当該校に通って、主に、「学校生活に最低限必要な日本語、日常会話」「ひらがな、かたかな、簡単な漢字の読み書き、算数(個に応じて)」「日本の学校生活のきまり、生活習慣」について学習を行っている。しかし、対象は小学4年生以上、期間は3ヶ月間のみということで、その効果については疑わしいという意見も現場の教員から聞くことが多い。移民国家アメリカにおいては、外国人児童・生徒の移民英語教育は最低7年間必要と言われており、日本と照合すると日本の3ヶ月が如何に短いかがわかるだろう。さらに、日本語には「ひらがな」「カタカナ」「漢字」の3つの文字が併用されており、外国人にとって難易度の高い言語の1つと言われている。3ヶ月間という短期間で通常学校の通常学級に編入されても、普段の勉強に困難を覚えるのは容易に想像つくであろう。

今後、日本で増加が見込まれている外国人児童に対する、また日本人児童も含めたインクルーシブ教育の具現化のためには、現在始まっている「特別の教育課程」での日本語指導に加えて、子どもの発達も見据えた手厚い対応が必要であろう。

付記

本研究は JSPS 科研費挑戦的研究（萌芽）JP19K21795 の助成を受けたものである。また、特定団体との利益相反（Conflict of Interest:COI）はない。

引用文献

- 1) 土屋千尋編著（2005）『つたえあう日本語教育実習-外国人集住地域でのこころみ-』明石書店.
- 2) 小内透（2009）『講座 トランスナショナルな移動と定住 第2巻 -定住化する在日ブラジル人と地域社会- 在日ブラジル人の教育と保育の変容』御茶の水書房.
- 3) 小内透（2003）『在日ブラジル人の教育と保育』明石書店.
- 4) 白垣 潤, 梅下 弘樹（2021）「愛知県三河地方における特別支援教育が必要な在日ブラジル人・ペルー人の実態に関する研究」『岡崎女子短期大学子ども好適空間研究』、3、pp. 23-31.
- 5) 白垣潤・梅下弘樹（2010）「発達障害児および発達障害が疑われる幼児の発達特性と家庭環境に関する研究-津守式乳幼児精神発達診断法を用いて-」『岡崎女子短期大学研究紀要』43、pp. 41-46.
- 6) 梅下弘樹・白垣潤（2018）「特別支援教育に資するアセスメント方法としての人物画知能検査（DAM）の有用性に関する研究」『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要』51、pp. 1-7.
- 7) 小林重雄（1977）『グッドイナフ人物画知能検査・ハンドブック』三京房.
- 8) 小林重雄（1989）『グッドイナフ人物画知能検査の臨床的利用』三京房.
- 9) 木船憲幸（1995）『精神発達遅滞児の人物画に関する基礎的研究』風間書房.
- 10) 田尻英三（2017）、「外国人労働者受け入れ施策と日本語教育」、田尻英三編『外国人労働者受け入れと日本語教育』ひつじ書房.
- 11) 小島祥美（2016）、『外国人の就学と不就学-社会で「見えない」子どもたち-』、大阪大学出版会.
- 12) ななころびやおき（2005）、『ブエノス・ディアス、ニッポン-外国人が生きる「もうひ

とつのニッポン』, ラティーナ.

- 13) 郷間英世・川越奈津子・立田瑞穂・中市悠・郷間安美子・鈴木万喜子・落合利佳(2013) 「最近の子どもの描画発達の男女差についての検討」『京都教育大学紀要』122、pp. 101-109.
- 14) 明翫光宜・望月知世・内田裕之・辻井正次(2011) 「広汎性発達障害児の人物画研究(1) :DAM 項目による身体部位表現の分析」『小児の精神と神経』51(2)、pp. 157-168.
- 15) 今給黎偵子・藤原雅子・安川千代・松山光生・山田弘幸・倉内紀子・笠井新一郎(2006) 「健常児の人物画の発達」『九州保健福祉大学紀要』7、pp. 153-159.
- 16) 今給黎偵子・笠井新一郎・藤原雅子・山田弘幸・倉内紀子(2007) 「知的障害児の言語発達と描画発達の関連」『九州保健福祉大学研究紀要』8、pp. 167-172.
- 17) 長尾秀夫・樋野仁美・佐野典子・飯尾寛治(2016) 「発達が気になる子ども(患者)の外來診療の工夫 -人物画(DAM)の発展的活用を通して-」『小児科臨床』69(7)、pp. 1248-1254.
- 18) 中尾繁樹(2011) 「通常学級におけるインフォーマルアセスメントの有効性に関する考察 2-描画の姿勢の観察から-」『関西国際大学研究紀要』12、pp. 13-24.
- 19) 石井恵理子(2017) 「子どもの日本語教育 人権としてのことばの教育」田尻英三編『外国人労働者受け入れと日本語教育』ひつじ書房.
- 20) 中川正春(2017) 「日本語教育推進基本法」を考える. 田尻英三編『外国人労働者受け入れと日本語教育』ひつじ書房.

研究承諾書（ポルトガル語）

Permissão para Pesquisa

Tema a ser pesquisado: A realidade e avaliação do suporte especial á educação de alunos brasileiros e peruanos atualmente residindo no Japão.

Instituição Responsável: Curso de Educação Infantil da Faculdade de Educação da Okazaki Jyoshi Daigaku (Universidade Feminina de Okazaki).

Professor: Jun Shiragaki

Período de Pesquisa: Reiwa ano1 ao ano 5 (*2019 á 2023) (5 anos)

Local de Pesquisa: Okazaki Jyoshi Daigaku (Universidade Feminina de Okazaki, escolas, residência dos alunos participantes.

Permissão para:

O uso de informações e materiais registrados durante a pesquisa. Estatísticas serão administradas com base nos cálculos e análises dos dados recolhidos. Não haverá menção direta a qualquer indivíduo.

Concordo com o conteúdo acima e colaborar como participante da pesquisa. De acordo com os termos de segurança de privacidade, aceito a publicação de artigos com os resultados do que foi pesquisado.

Data: dia ____ mês ____ ano ____

Nome:

Endereço: 〒

Contato (número de telefone ou e-mail):

研究承諾書（スペイン語）

Documento de consentimiento para la cooperación en el estudio

Título del estudio:

Estudio sobre la realidad y evaluación de los niños brasileños y peruanos residentes en japon quienes necesitan recibir la educación de apoyo especial.

(Apoyo económico del Ministerio de Educación para el estudio exploratorio de desafío 19K21795)

Persona responsable:

Jun Shiragaki, profesor asociado de la Universidad Femenil de Okazaki, Facultad de educación infantil, Departamento de educación infantil

Período del estudio:

Desde el año académico 2019 hasta 2023 (por cinco años)

Lugar del estudio:

Universidad Femenil de Okazaki, el campo real de educación y cuidado de los niños y las casas de los niños objetivos del estudio.

Pido su consentimiento para los siguientes puntos:

Utilizaré los resultados y los registros clínicos para datos del estudio.

En este caso, siempre se realizará el procesamiento estadístico basado en la suma y el promedio de los datos y no se revelará la información con la que se pudiera identificar a las personas.

Consiento en cooperar como un sujeto del estudio arriba mencionado,

También consiento que se publique en forma de artículo los resultados del estudio a condición de que sean protegidos los datos personales.

año mes día
Fecha: _____ , _____ , _____

Nombre: _____

Dirección: 〒

Número telefónico o dirección de E-mail

研究協力承諾書

研究課題名：特別支援教育が必要な在日ブラジル人・ペルー人の実態とアセスメントに関する研究（文部省科学研究費 19K21795）

実施責任者：岡崎女子大学子ども教育学部子ども教育学科 准教授 白垣潤

研究期間：令和元～5年度（5年間）

研究場所：岡崎女子大学、教育・保育現場、対象児の自宅他

承諾していただきたい内容：

検査結果、臨床記録を研究データとして利用すること。この場合は全て合計・平均をもとに統計処理を行い、個人が特定することは一切ありません。

以上の研究について、被験者として協力することを承諾します。また、個人情報の保護を条件に、研究結果を論文等の形で公表することを承諾します。

日付：_____年_____月_____日

お名前：_____

ご住所：〒

連絡先(電子メールまたは電話)：_____

資料3 研究承諾書（日本語版、参考添付）

